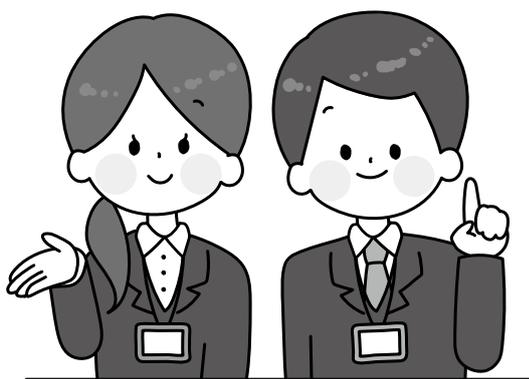


3月28日(土)、4月5日(日)に 引っ越しの手続きができます

●問い合わせ先 市民課



引っ越しで住所が変更になる場合は、住民票の異動届出が必要です。平日、仕事などで手続きができない人は、ぜひこの機会をご利用ください。

※他の市区町村や関係機関への確認が必要な場合は、当日に受付、証明書の交付ができないことがあります。あらかじめご了承ください。

●休日開庁日 3月28日(土)、4月5日(日)

●開庁時間 9時～12時

●取扱業務 住民票の異動届出(転入、転居、転出)とそれに伴う手続き、証明書の発行(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍に関する証明書など)、印鑑登録業務、マイナンバーカードの交付など

※一部取り扱いできない業務があります。

●住民異動届出の必要書類

▷届出人の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

▷代理人による届出の場合、委任状

▷転出証明書(市外から転入する人のみ)

※前住所地でマイナンバーカードもしくは住民基本台帳カードによる転出(特例転出)をした人は当該カード

▷次の書類をお持ちの人はご持参ください。

- ・マイナンバーカードまたは通知カード
- ・住民基本台帳カード
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書

転入・転居・転出に伴う諸手続き	問い合わせ先
国民健康保険に関すること	国保年金課
子ども医療に関すること ひとり親家庭等医療に関すること 重度障害者医療に関すること	
児童手当に関すること (特別)児童扶養手当に関すること	
介護保険に関すること	高齢者支援課
障害者手帳に関すること 自立支援医療受給者証に関すること	生活福祉課
小・中学校に関すること	学校教育課
所得・課税(非課税)証明に関すること	税務課
納税に関すること	収納課
納税(納付)証明に関すること	
上下水道に関すること	上下水道料金総務課

※転入・転居・転出の異動届出とそれに伴う手続き、諸証明の発行に限ります。手続き内容によっては受付ができない場合もあります。必要書類や手続き内容については関係する課に事前に問い合わせください。